

京都市中央卸売市場第一市場「賑わいゾーン」に係る 土地貸付契約の締結について

京都市中央卸売市場第一市場「賑わいゾーン」北側用地については、京都市、スターツコーポレーション株式会社との間で、平成29年10月に締結した「京都市中央卸売市場第一市場『賑わいゾーン』におけるスターツコーポレーション株式会社の事業に関する基本協定書」に基づき、活用に向けた協議を重ねてきました。この度、平成30年8月24日付けで、本市及び同社との間で、以下のとおり、定期借地権設定契約を締結しました。

- 1 所在地
京都市下京区朱雀正会町1番30外1筆
- 2 契約期間
平成30年（西暦2018年）9月3日から
平成90年（西暦2078年）9月2日まで（60年間）
- 3 借受人
東京都中央区日本橋三丁目4番10号
スターツコーポレーション株式会社
- 4 貸付料
30,000,000円（年額）

(参考) 京都市中央卸売市場第一市場「賑わいゾーン」の活用に係る
契約候補事業者選定のためのプロポーザル応募事業者

- ・ 株式会社コスモコーポレーション
- ・ スターツコーポレーション株式会社
- ・ 株式会社東横イン
- ・ 三菱地所株式会社

(五十音順)